

令和4年9月12日

令和4年

上毛町農業委員会9月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会9月期定例総会議事録

1.日 時 令和4年9月12日（月）午前8時53分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 13名 欠席委員 9名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和男	欠
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	欠
3番	八坂 龍臣	欠	17番	小川 清志	欠
4番	宮秋 伸一	○	18番	木下 益美	欠
5番	志摩 昌子	○	19番	磯田 三好	欠
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	欠
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	欠
8番	山本 直子	○	22番	福田 政典	欠
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	○			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 垂水 勇治 ○
末松 直幸 ○
向本 泰一 ○

4.議 案

- 議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分の決定について

5.その他 ・農地パトロールの実施について
・次回10月期定例総会日程について

会議の経過

令和4年9月12日(月)午前8時53分開会

議長 皆さん おはようございます。
本日は、農業委員会9月期定例総会を開催致しましたところ、委員の皆さまにおかれましては何かとご多用の中、ご出席くださいまして、誠にありがとうございます。
本日は八坂委員から欠席の連絡がありました。
上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から9月期定例総会を開催致します。
議事録署名委員の指名を致します。
議席1番 奥野委員 議席4番 宮秋委員 を指名いたします。
よろしく申し上げます。
今回も最適化推進委員の皆さまには、出席を控えていただきました。

それでは、議案の審議に入ります。
議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の2ページをお願いします。
議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。
今期分については貸借借権55件、使用貸借権1件でございます。
まず、貸借借権分ですが、
期間は 1年、3年、5年、6年、10年となっております。
対象作物は水稻等でありまして、面積は田が 79,842㎡です。
筆数は55筆で貸し手22名、借り手13名となっております。
賃借料でございますが、
現金では反当7,180円～13,000円となっております。現物では、35kg～60kgとなっております。
次に、使用貸借権分ですが、期間は3年となっております。
対象作物は水稻等でありまして、面積は田が1,781㎡です。
筆数は1筆で貸し手1名、借り手1名となっております。
次のページから申出各筆明細一覧表をお付けしております。
それから、6ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか
(質疑なし)
ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第52号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の7ページをお願いします。

議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字下唐原312番外2筆、地目は田で面積は計4,859㎡です。

所有権を移転する方は、中津市の●●さんで

所有権の移転を受ける方は、福岡県農業振興推進機構です。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図・箇所図は9～11ページのとおりです。

申請農地は、県道東下・中津線 恒久橋入口交差点付近の整備済みの農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第53号については

原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の12ページをお願いします。

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は贈与で、申請農地は大字東上1407番1外4筆、

地目は田で、面積6,834㎡です。

譲渡人は、大字東上の●●さんで、譲受人は、大字東上の○○さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、42,466㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図・箇所図は14～16ページのとおりです。

申請農地は大字東上の三田集落付近の農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、横山委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

横山委員 事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第54号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の17ページをお願いします。

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字西友枝1557番2、地目は畑で面積は173㎡です。

譲渡人は、大字垂水の●●さんで、譲受人は福津市の○○さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、173㎡です。

この農地は8月の定期総会で空き家に付属する農地として指定を受けたものです。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。位置図・箇所図は19～20ページのとおりです。

申請農地は大字西友枝、体験交流センターゆいきらら近くの、友枝川そばの農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、八坂委員が地区担当ですが本日は欠席ですが、事務局聞いてないですか。

事務局 現地を見て、説明どおりと伝言うけています。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第55号については、
原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを
議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

資料の21ページをお願いします。

議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字下唐原1355番1、地目は畑で、面積は197㎡です。

申請人は、大字垂水の●●さんで、

理由としては、一般住宅建築用地確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われれます。

付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地の承諾と

水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、その他の第2種農地に該当し、許可可能と判断します。

箇所図・位置図は22～23ページのとおりです。

申請農地は、国道10号線 下野地交差点そばの農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については、私が地区担当となります。

事務局の説明のとおりです。審議のほど宜しくをお願いします。

質疑には入りません。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第56号については、
原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを
議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の24ページをお願いします。

議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字下唐原1357番1、地目は畑で、面積は123㎡です。

議案第56号と同じく、申請人は、大字垂水の●●さんで、

理由としては、一般住宅建築用地確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われま

す。付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地の承諾と水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、その他の第2種農地に該当し、許可可能と判断します。

箇所図・位置図は25～26ページのとおりです。

申請農地は、国道10号線 下野地交差点そばの農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、私が地区担当となります。

現地を確認しましたが特に問題はありませんでした。

審議のほどよろしくをお願いします。

質疑にはありません。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第57号については、原案のとおり可決決定されました。

以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。

その他について事務局からお願いします。

事務局 では、その他について2点、ご説明申し上げます。

まず、1点目は農地パトロールの実施についてです。

元々、8月30日～9月6日の予定で実施するようにはしておりましたが、事務局の都合で延期させていただきました。農業委員、最適化推進委員の皆さまには、大変ご迷惑をおかけいたしました。

そのため、改めて日程を組ませていただきましたので、資料1をご覧ください。

これでよろしければ、皆様のご了承をいただきたいと思いますので、宜しくお願いします。

議長 意見はありませんか

事務局 14日から21日で組ませていただいています。時間は8時30分からです。

よろしいでしょうか

委員 異議なし

事務局 2点目ですが、次回10月期の定例総会につきましては、10月11日(火)を予定しております。
また、定例総会に欠席された方におかれましては、後日役場まで資料の受け取りに
来てくださいますようお願いいたします。
事務局からは以上です。

議 長 委員の皆さまから何かありましたらお願いします。
それでは これで9月期定例総会を終了します。

令和4年9月12日 午前9時10分閉会